

南会津町公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

平成25年2月25日制定

第1 趣旨

この基本方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)第9条第1項の規定に基づき、国が定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号)及び福島県が定めた「ふくしま県産材利用推進方針」に即して、南会津町内における公共建築物の整備等において、町産材の利用を推進するための基本的な事項及び町産材の利用促進のために講ずるべき基準等について必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

(1) 「公共建築物」

町が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、民間事業者が整備する学校、社会福祉施設、集会所等公共施設に準じる建物をいう。

(2) 「町産材」

町内の森林から生産された木材のことをいう。

(3) 「木造化」

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(4) 「木質化」

建築物の新築、増築又は改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

第3 公共建築物における木材の利用の意義、効果

公共建築物における木材の利用の促進を図ることは、町産材の需要拡大はもとより適正な森林整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化に資するものである。

また木材は、断熱性、調湿性等に優れ、その特性から健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、再生可能な資源であり循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

さらに、公共建築物に木材の利用を図ることは、木材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供することができるところから、一般建築物における木材利用の促進、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

第4 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

(1) 公共建築物の木造化及び木質化の推進

公共建築物の整備においては、法令等により主要構造部を耐火構造とすることが求められていない公共建築物においては原則木造化を図るとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、全ての公共建築物において木質化を促進する。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、文化財を収蔵し若しくは展示する施設など、当該施設に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木質化を図ることが困難と判断されるものについては木造化及び木質化を促進する対象としないものとする。

(2) 公共備品等における木製品導入の推進

公共建築物において使用される机、イス、書棚等の備品については、木製品の利用に努めるものとする。

また、屋外に設置する公共建築物の案内板等の設置に当っても、積極的に木材を使用するものとする。

(3) 公共土木事業等における木材利用の推進

公共土木事業においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が求められてきていることから、防風雪柵工のほか法面保護工や水路工など公共土木施設等への木材利用を積極的に推進するとともに、新たな用途開発を併せて推進する。

(4) 木材資源の多角的利用の推進

木材資源の有効利用を図るため、間伐材や林地残材等による木質バイオマスエネルギー利用及び木質バイオマスボイラーや暖房器具の導入についても積極的に推進する。

第5 町産材の利用促進のために講ずるべき基準等

公共建築物の新築、増築、改築及び改修する際の木造化及び木質化、公共備品等における木製品の導入にあたっての具体的な判断基準は次によるものとする。

(1) 用途別公共建築物の木造化についての判断基準は次のとおりとし、可能な限り町産材を使用することとする。ただし、建築基準法、消防法等各種法令及び指針により木造化が適さない場合や他工法と比較して大幅なかかり増しになる場合や保安上の理由から木造化が困難な場合等この基準を適用することが適当でない場合についてはこの限りでない。

・公共建築物の木造化推進基準 別紙1

(2) 用途別公共建築物の木質化についての判断基準は次のとおりとし、可能な限り町産材を使用することとする。ただし、建築基準法、消防法等の法令及び各種指針で制限がある場合はこの限りでない。

・公共建築物の木質化推進基準 別紙2

(3) 木製品導入を推進すべき施設及び種類についての判断基準は次のとおりとし、可能な限り町産材を使用した製品とする。

・公共備品等における木製品の導入推進基準 別紙3

第6 町産材の利用促進のための取り組み

南会津町は、これらの取り組みの推進に当たり関係部局の連携を図りながら、次により総合的に推進するものとする。

- (1) 町有施設及び町施行土木工事における木材の利用の促進の意義等について広く理解を得られるよう努める。
- (2) 町有施設の管理者等は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義について広報や普及に努める。
- (3) 品質が確保された町産材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、町産材利用に関する人材育成、技術開発、普及並びに町産材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）	
	3,000m ² 以下	3,000m ² 超
庁舎・事務所	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
学校・体育館	2階建て以下のものは、木造（2階部分が2,000m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造（面積によっては準耐火建築物）とする。
文化施設 (交流館・博物館)	2階建て以下のものは、木造（2階部分が2,000m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造（面積によっては準耐火建築物）とする。
集会所等	2階建て以下で客席が200m ² 未満のものは木造とする。	
病院・ 診療所	入院施設有	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。
	入院施設無	2階建て以下のものは、木造とする。
児童福祉施設等	2階建て以下で客席が200m ² 未満のものは木造とする。	
共同住宅 (町営住宅等)	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造（2階部分が300m ² 以上は準耐火建築物）とする。
宿泊施設	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	
物品販売所・観光施設 飲食店（宿泊を伴わない施設）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が500m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	
倉庫	2階建て以下のものは、木造（2階部分が1,500m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	3階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造の準耐火建築物とする。

公共建築物の木質化推進基準

建築物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所
庁舎（研修所等を含む）	居室（事務室、幹部室、応接室、会議室、講堂、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
学校校舎、セミナーハウス	居室（教室、職員室、進路指導室、音楽室、図書室等）、玄関、廊下の壁面及び床
体育館	床、壁面、付帯設備（更衣室、トイレ等）の壁面
文化施設（図書館、美術館、博物館等）	居室（事務室、各種展示室、資料室、図書室、研修室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面
公会堂、集会場、観覧場	居室（講堂、会議室、研修室等）、廊下、ロビーの壁面
病院、診療所	居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
社会福祉施設	居室（リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娯楽室、入所者室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
共同住宅（町営住宅、職員公舎）	主たる居室、玄関、廊下の壁面及び床
宿泊施設	居室、（宿泊室、食堂等）ロビー、廊下の壁面及び床
展示場、飲食店、物品販売所、観光施設	各種展示室、店舗等の壁面
試験研究機関	居室（事務室、幹部室、応接室、会議室、研究室等）、廊下、ロビーの壁面

※建築基準法、消防法等の法令及び各種指針で内装制限がある場合を除き、可能な限り木質とする。

別紙3

公共備品等における木製品の導入推進基準

◆木製品導入を推進すべき施設	
学校	小学校、中学校等
保健福祉施設	児童福祉施設、障害者支援施設等
医療施設	病院、診療所等
運動施設	体育館、水泳場、武道館等
社会教育施設	公民館、図書館、美術館、博物館等
集会施設	公会堂、集会所等
共同住宅	町営住宅等
庁舎・研修所	本庁・支所等
その他	倉庫等

◆導入を推進すべき木製品の種類	
机	事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用等
イス	事務用、教室用、会議室用、応接用等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	手すり、案内板、掲示板等